

「被爆者援護法」(現行法:「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」)の  
被爆二世・三世への適用を求めます

広島・長崎への原爆投下から79年が経過するなか、被爆二世の高齢化も進み、平均年齢も60歳代後半にさしかかってきているかと思われます。

被爆者は、1956年日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)結成以降、国に対して被爆二世・三世への援護も含めた「原爆被害者援護法」、のち「被爆者等援護法」の制定を求めてきました。

ところが、1994年に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」は、先達被爆者が求め続けていた国の戦争責任に基づく国家補償法ではなく、国家補償施策に相当する「被爆者年金」「遺族年金」「特別給付金」と、これらを裏づける「戦争を遂行した国の責任の明記と不戦の誓い」がすっぽり抜け落ちたものでした。さらに原爆放射線による遺伝的影響が懸念される被爆二世・三世への適用条項も盛り込まれていませんでした。

一方で、1979年度から厚生省(厚生労働省)が実施してきた被爆二世健康診断調査は、「二世の健康実態を把握する」ことが目的と記されている単年度予算措置による調査事業であり、被爆者援護法(現行法)の中で包括医療の一環として位置づけられている「被爆者健診」とは違って、保障施策につながるものではないことを厚生労働省自らがくり返し説明・主張してきました。

被爆二世・三世が明確な原爆被害者であり、健康・生活上の不安と苦しみを抱えている実態・現実を直視して、被爆者に準じた次の援護施策を実施することを厚生労働省に強く求めます。

1. 現行の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を被爆者の子と孫(被爆二世・三世)に適用してください。 ※ただし、適用範囲は以下のとおりとする。

(1)健康診断の実施 ……年2回実施。うち1回はがん検査を実施

(2)一般疾病に対する医療の給付

(3)各種手当 ……健康管理手当／介護手当(重度・中度)／家族介護手当／葬祭料

2.(上記施行までの経過措置として)同法で定められている健康管理手当の対象11障害(対象疾病)に被爆二世が罹患し、医療機関で治療を受ける場合には、自己負担額分を支給してください。

氏 名	住 所

被爆二世・三世全国連絡会

問い合わせ先:森川聖詩(電話:090-3540-1590)

〒214-0031 川崎市多摩区東生田 2-8-5

取り扱い団体・個人